

2026年3月

お客様 各位

津山信用金庫

## 当座勘定規定(一般用)の改定について

平素は、津山信用金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、手形帳、小切手帳、自己宛小切手の発行終了に伴い、当座勘定規定(一般用)を改定いたします。なお、改定日以前よりご契約いただいているお客様にも改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

今後とも、より一層商品・サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

### 1. 改定する規定

当座勘定規定(一般用)

### 2. 改定日

2026年4月1日(水)

### 3. 改定内容

手形帳、小切手帳、自己宛小切手の発行終了に伴い、交付手続き等を削除しました。

以上

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

新	旧
<p><b>第 1 条～第 7 条（省略）</b></p> <p><b>第 8 条（手形、小切手用紙）</b></p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前 2 項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振り出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>(5)</b> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><b>(6)</b> 前項の期間を経過した場合には、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p><b>第 9 条～第 12 条（省略）</b></p> <p><b>第 13 条（支払保証に代わる取扱い）</b> 小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u></p> <p><b>第 14 条～第 30 条（省略）</b></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>第 1 条～第 7 条（省略）</b></p> <p><b>第 8 条（手形、小切手用紙）</b></p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前 2 項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振り出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</p> <p><b>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</b></p> <p><b>(6)</b> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><b>(7)</b> 前項の期間を経過した場合には、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p><b>第 9 条～第 12 条（省略）</b></p> <p><b>第 13 条（支払保証に代わる取扱い）</b> 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> <p><b>第 14 条～第 30 条（省略）</b></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p>1～7（省略）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p>1～7（省略）</p> <p><u>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p>
<p>9 以降（省略）</p>	<p>9 以降（省略）</p>
<p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p>1～9（省略）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p>1～9（省略）</p> <p><u>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p>
<p>11 以降（省略）</p>	<p>11 以降（省略）</p>
<p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p>1～7（省略）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p>1～7（省略）</p> <p><u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p>
<p>9 以降（省略）</p>	<p>9 以降（省略）</p>
<p><u>2026年4月1日 現在</u></p>	<p><u>2025年10月1日 現在</u></p>